

ITTO の財務欠損及び講じられた是正措置に関するファクトシート (2016年11月現在)

ITTO事務局の前幹部職員達がITTOの資金で投資を行い、後にこれら投資は失敗。

- 国際熱帯木材機関（ITTO）の前幹部職員達は、2012年に、LM マネージド・パフォーマンス・ファンド（LMMPF）に600万米ドルを投資しました。この前幹部職員達は、2015年2月に、更にArdent 365ファンドに1,220万米ドルの投資を行いました。これらのファンドはその後清算手続に入り、ITTOのプロジェクト執行勘定における損失の合計は1,820万米ドルになる見込みです。
- LMMPFは2013年初めに清算手続に入りました。ITTOがこのファンドに投資した600万米ドルは、2013年のITTOの財務諸表で損失計上され、そのような会計処理が行われた旨が注記されました。前幹部職員達が本件への注意喚起を行わないようにしたため、理事会（ITTC、ITTOの最高意思決定機関）及びCFA（財務・総務委員会）のいずれも、2014年後半に2013年の会計報告を承認した際にその注記の意味するところを認識していませんでした。

損失が判明し、初動の措置が講じられる。

- ITTO第3代事務局長のエマニュエル・ゼ・メカ氏は、2015年11月5日に退任しました。事務局長代理（OIC）は、OICへの就任準備の過程で、財務諸表中にLMMPFへの投資により生じた600万米ドルの損失が計上されていることに気付き、その就任初日である同年11月6日に、理事会議長にこの旨を報告しました。
- 2015年11月に開催された第51回理事会では、LMMPFへの投資による損失に関する独立調査を外部に委託して行うことに加え、当該損失に対応するための措置の実施を監督するための調査監視委員会（OC）を設立することが決定されました。
- 2015年12月までに、OICは以下を実施しました： ITTOの財政規則に則さずに行われたあらゆる投資の解約を開始するための措置とともに、ITTOへの更なる損失を最小化するために講じるあらゆる措置；ITTOにおけるあらゆる関連資金の支出に対する新しい管理体制、決裁権限・手続の導入；LMMPFの投資、並びにその投資の実行及び結果について理事会に報告しないことの決定に直接関与した2名の幹部職員の停職処分。
- Ardent 365ファンドへの投資の返還のための正式な手続は、2016年初頭に開始されました。
- OCは、2016年2月に独立調査の最終報告を受理しました。
- 2016年3月、OICはLMMPFの投資、並びにその投資の実行及び結果について理事会に報告しないことの決定に直接関与した2名の幹部職員を、即時懲戒解雇しました。
- 2016年4月後半に、ITTOは、Ardent 365ファンドへの投資の返還請求は拒絶され、同ファンドが清算手続に入ったこととともに、事実上投資家に払い戻される資金が残っていない旨の通知を受けました。

調査監視委員会が2016年4月に報告を取りまとめる。

- 独立調査報告による検証・考察結果を踏まえ、OCはなかならず以下を結論付けました。
 - ITTOによるLMMPF及びArdent 365ファンドへの投資は、ITTOの財政規則及びCFAが定めた条項に則したものではなかった。これらの規則及び条項は、事務局に対しあらゆる投資を信用リスクのないものに限定し、かつ、そのような投資を行う際にはCFA又は理事会の同意を求めるよう指示したものである。今回の投資は、ITTOの投資運用方針の変更を伴うものであった。
 - 前事務局長と2名の前幹部職員が、2013年、2014年の両年及び2015年の大半の間に、CFAと理事会に対し投資運用方針の変更があったこと及びLMMPFdへの投資による損失が生じたことについての注意喚起を怠ったことは、職務上の注意業務違反に該当する。
 - 独立調査においては、ITTOの前幹部職員又は現任の職員に、今回の投資を通じて個人的な金銭上の利益を得ようとしていたとの証拠は見当たらなかった。

- 直近の監査手続と監査人への発注内容は、結果として、ITTOの財務健全性を明確に示す監査を実現できなかった。
- 理事会による関連の決定やCFAによる勧告を反映させてITTOの財政規則を更新することが、近年はなされない状態となっていた。
- LMMPFへの投資に伴うプロジェクト執行勘定における600万米ドルの損失を補填するのに十分な内部留保が、ITTOの他の勘定に存在することが認められた。

2016年5月から11月にかけて更なる是正措置が講じられる。

- 2016年5月にOICは全ITTO加盟国に書簡を送り、今回の投資損失に対処する理事会の決定がなされるまでの間、ITTOから資金提供を受けるプロジェクトへの支出を差し止めることとした旨を通知しました。
- 2016年7月に理事会は、会期間の意思決定手続により、ITTOの財政規則・手続、監査の基準及び職員規則の不備に対処するための決定、並びにITTOによるLMMPF及びArdent 365ファンドの購入を仲介した投資顧問業者に対する損害賠償を求める民事訴訟を提起する決定を行いました（2016年末現在、当該訴訟は係争中）。また、OCの存続期限を延長しました。
- 2016年8月にOICはホスト国政府との連携の下に、ITTOによるLMMPF及びArdent 365ファンドの購入を仲介した投資顧問業者の行為について日本の金融規制当局（金融庁）への報告を行いました。OICはまた、米国政府のITTO担当官との連携の下に、Ardent 365ファンドの資金を受け取ったとされる売掛債権買取会社がニューヨーク州で登記されていたことを踏まえ、FBIと米国司法省に対して、同ファンドの清算の事案について連絡を取りました。OICはこれら米国当局に対し、関連するあらゆる事実の提供を行いました。
- 2016年の後半にかけても、OCは引き続き、投資損失の影響を受けたプロジェクトに対処するための方針策定に向けた検討作業を行いました。この方針は、ITTOのウェブサイト（www.itto.int/council_documents/）に掲載されたOCの報告書中に、理事会決定の草案として盛り込まれました。

2016年11月に開催された第52回理事会は複数の重要な決定を採択する。

- 決議6（LII）はITTOの内部留保の充当を含む種々の措置を通じて、公平かつ透明性のある方法でITTOの損失に対処するためのガイドラインを提供しています。このガイドラインによって、影響を受けたプロジェクトを完了させ、その目的を達成することを可能とするための十分な資金を確保できるようになります。
- 決議3（LII）はITTOの職員規則、特に職務上の不適切な行為の報告に関する規則（内部告発指針）の改正を行うものです。
- 決議4（LII）は、今後、会計面の処理が不適正に行われうるあらゆるリスクを回避する目的から、なかんずく投資監視パネルの設立、全面的に改訂された監査基準・手続、投資運用方針などを含むITTOの財政規則・手続の改正を行っています。
- 決議5（LII）では以下の追加的な措置を講じることとしています。
 - 投資の失敗について、また、理事会にその報告を怠ったことについて責任を有する前ITTO職員に対して、彼らの年金基金のうちITTOが負担して積み立てられた部分（及びその利子）を自主的に返還することの要請。
 - （その旨の法的助言があることを前提に）前ITTO職員に対する民事訴訟の提起の可能性を維持するための手段。
- 上記の理事会決定及び理事会が承認する関連の更新情報は、ITTOのウェブサイト（www.itto.int/decisions/）に掲載されます。